

岩出市高齢者見守り配食サービス事業者募集要項

① 委託業務の概要

実施事業者は、市が見守り配食サービスの利用を決定した高齢者（以下「利用者」という。）に対して、利用者の居宅を訪問して栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、当該利用者の安否確認を行う。

② 応募資格

- （1）岩出市高齢者見守り配食サービス事業の趣旨に賛同し、サービスを実施できること。
- （2）原則、岩出市内全域に配食が可能であること。
- （3）岩出市に指名願を提出していること。
- （4）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、市における一般競争入札の参加を制限されている者でないこと。
- （5）実施事業を行うための施設及び設備を有し、調理から配達及び安否確認の一連の業務を配食サービス事業者の責任によって実施できること。
- （6）食中毒等による保健所からの営業停止等の行政処分を、募集日以前 1 年以内に受けていないこと。
- （7）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する「暴力団」、「暴力団員」等に該当しないこと。
- （8）本事業の業務遂行上知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを遵守する者であること。また、事業終了後も同様とする。

③ 配食の内容及び回数

- （1）高齢者に適した内容で栄養バランスのとれた食事を調理し、利用者宅に訪問し配達するとともに、原則として対面により当該利用者の体調・衛生・住環境等の状況と安否を確認する。また、利用者の健康状態等に異常があった場合は、必要に応じあらかじめ登録している緊急連絡先への連絡等を行うものとする。
- （2）本事業対象の利用者 1 人当たりの利用回数は、1 日 1 回、週 3 回までを上限とする。
※曜日は問わない。

④ 配食時間帯

配食サービスの実施時間帯については、実施事業者と利用者との協議により定めるものとする。

⑤委託料等

- (1) 1回当たりの委託料（見守り料金）：200円（消費税及び地方消費税を含む。）
1日最大1回（昼・夕どちらか1回）とする。
※1日2回配食の場合でも、見守り料は1回分のみ
※押川・境谷地区は、1回につき100円を加算
(2) 配食1回当たりの料金（利用者負担額）：弁当代実費

⑥募集期間及び提出期限

随時受付（事業開始月の1ヶ月前まで）

★ R8.2月または3月に開始の場合は至急（別途指示した日まで）ご提出ください。

⑦提出書類

- (1) 岩出市高齢者見守り配食サービス事業実施申請書
- (2) 岩出市高齢者見守り配食サービス事業実施計画書
- (3) 食品衛生法に基づく営業許可書（飲食店営業）の写し
- (4) 賠償責任保険証書の写し
- (5) 提供する弁当の写真及び献立表、パンフレット（メニュー）等
- (6) 配食実績表（過去1年程度の月別配食実績数）
- (7) その他市長が必要と認めるもの

⑧提出方法

持参又は郵送、メールにて提出

※全ての書類が揃っていない場合は、受付できません。

⑨審査結果の通知・決定

市において提出書類により、基準を満たしているか審査し、その結果を申請事業者に通知する。

⑩書類提出先及び問い合わせ先

岩出市役所生活福祉部保険介護課 高齢者福祉担当

〒649-6292 岩出市西野209番地

電話 0736-62-2141（代） 電子メール choju@city.iwade.lg.jp